

## 教育委員会 12月定例会会議録

1. 日 時 令和3年12月21日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教育長 入野浩美  
職務代理者 今野登喜子  
委 員 鈴木敏之  
委 員 長沼早苗  
委 員 岡島学

### 4. 委員以外の出席者

教育部長	望月亮一	教育総務課	藤井 徹
学務課	田中裕之	生涯学習課	佐賀憲一
文化振興課	中澤達也	スポーツ振興課	大橋 博
指導課	長谷川清美	図書館	武藤知子
博物館	木塚久仁子		

### 5. 議 題

#### (1) 報 告

- ① 土浦市立学校管理規則の一部改正について (指導課)
- ② 令和4年度学級編制方針について (学務課)
- ③ 令和3年第4回土浦市議会定例会一般質問について (図書館、指導課、文化振興課)

### 6. 傍聴者 なし

### 7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和3年12月の教育委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行をさせていただきます。

なお、本日の議事ですが、非公開とさせていただきたい案件はございません。ですから、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは、次第の2番になります。教育長報告事項について、教育総務課より説明をお願いします。

総務課長、お願いします。

教育総務課 —————11月17日以降の行事について報告—————

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の1番、土浦市立学校管理規則の一部改正について、指導課よりお願いし

ます。

指導課長。

指 導 課

指導課でございます。

資料の2ページを御覧ください。

土浦市立学校管理規則の一部改正について報告をさせていただきます。

1番の改正の趣旨についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による9月の臨時休業中の授業日数を確保するために、土浦市立学校管理規則の一部を改正するものでございます。

本来であれば、9月の定例会に議案として上程し、ご協議いただくところでございますが、この学校管理規則の一部改正は、9月の定例会後に改正となりましたことから、教育長の専決処分として改正をさせていただきました。

その後、10月の定例会にて速やかに報告すべきところでしたが、ご報告が遅くなってしまいました。

2番。次に、改正の内容についてでございますが、学校管理規則に、令和3年10月1日から令和4年3月31日までににおける休業日及び授業日は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとなります。

(1)として、冬季の休業日を、通常は12月25日から翌年の1月7日までのところ、12月29日から1月5日までとさせていただきます。

(2)の創立記念日につきましては、通常は休業日であります。令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間の学校の創立記念日は授業日となります。

詳細につきましては、別添規則の案及び新旧対照表が3ページと4ページになりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

3番の施行日につきましては、令和3年10月1日でございます。

以上でございます。

教 育 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。

冬休みを短縮して授業日を確保するという事で、創立記念日も含まれておりましたことから、9月の末にこれが決定して、定例会が終わった後だったんですが、10月1日に創立記念日という学校もございまして、教育委員会への報告が遅れてしまい、おわびを申し上げます。

では、次に進ませていただきます。

続きまして、報告事項の2番、令和4年度学級編制方針について、学務課より説明をお願いします。

学務課長、お願いします。

学 務 課

学務課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

令和4年度学級編制方針について御説明いたします。

市町村が設置する義務教育諸学校の学級編制につきましては、都道府県の教育委員会が定めた基準を標準としまして、児童生徒の実態を考慮した上で行ってございます。本市におきましては、次のとおり学級編制を行います。

1の学級編制方針につきましては、茨城県教育委員会が定めた令和4年度学級編制

基準により編制いたします。なお、令和3年度の学級編制においても、これまでと同様、茨城県教育委員会が定めた学級編制の弾力化、以下、茨城方式といえます。により行っていることや、現在、教育委員会が進めている小学校の適正規模・適正配置において、適正規模としている学級数を茨城方式による1学級当たりの児童数に基づいて積算していることから、通常の学級については、茨城方式を採用いたします。

(1)の令和4年度学級編制基準、こちら抜粋でございますが、小学校1年生から3年生の通常学級は、令和3年3月の法律改正により、35人学級編制となります。小学校4年生から6年生及び中学校までは、従来どおりの40人の学級編制となります。

なお、小学校4年生から6年生につきましては、先ほどお話ししました法律改正により、令和7年度までに、通常の学級については35人の学級編制となります。

また、新治学園義務教育学校につきましても、前期課程1年生から6年生を小学校、後期課程7年生から9年生を中学校と同様に扱います。

特別支援学級につきましては、表に記載のとおりでございます。

(2)の茨城方式の概要につきましては、次の場合において、1学級を増設することができ、(1)の基準を下回ることができます。

一つ目の小学校4年生から6年生の各学年で36人学級が3学級以上ある場合は、1学級増設することができます。

二つ目の中学校につきましても同様で、中学校1年生から3年生の各学年で36人以上の学級が3学級以上ある場合も、1学級増設することができます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教 育 長

学級編制の概要でございます。ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。岡島委員、どうぞ。

岡 島 委 員

ここまで4学級というのはあるんですか。

学 務 課

ございます。

教 育 長

詳細、いかがですか。

学 務 課

詳細につきまして、真鍋小学校が該当します。

岡 島 委 員

ありがとうございます。

教 育 長

今野委員どうぞ。

今 野 委 員

聞き取れなかったところがあるのですが、令和7年度までこの方式で、と先ほど御説明がありましたが、なぜ令和7年度なのか。

学 務 課

昨年度から法律が改正されまして、今年度は、小学校2年生までが35人学級、4年度になりますと3年生、ずっといって、令和7年度が、6年生までが35人学級になると、そういった法律の改正内容でございます。

今 野 委 員

分かりました。

教 育 長

中学校は、まだ国のほうは制度設計ができていないんですね。

学 務 課

はい、おっしゃるとおりでございます。

教 育 長

小学校だけ1年ずつやっていきましようということで、そのほかは、茨城方式という本県独自の学級編制で、従来どおりいきましようということです。

かなり少子化でクラスが少なくなって、必然的に35人学級であるとかが起きている学校も、県内、本市もありますが、制度的にきちんと設計されつつあり、少人数学級が推進されるという状況です。

それでは、よろしいでしょうか。

では、続きまして、報告事項3番になります。令和3年第3回土浦市議会定例会一般質問について、でございます。

今回、議員4名から質問が教育関係でございまして、図書館、指導課、文化振興課に関連するものでしたので、各課長から、答弁の概要について報告をさせていただきます。

まず、吉田千鶴子議員からの質問について、図書館からお願いします。

武藤館長、お願いします。

図 書 館

図書館でございます。

資料1の3ページをお願いいたします。

吉田千鶴子議員より、本の通帳サービスの拡充について。(1)本の通帳サービスを4分館(三中地区分館・都和分館・神立地区分館・新治地区分館)への拡充についてのご質問がございました。質問の要旨・答弁の方向性につきましては、記載のとおりとなっております、教育部長より答弁を行いました。

答弁の内容につきましては、資料1の5ページから8ページとなっております。

答弁の概要でございますが、本の通帳サービスは、子どもたちの読書意欲の向上を図ることを目的に、新図書館の開館1周年を記念して平成30年11月に導入したもので、現在、アルカス土浦内の土浦市立図書館において、市内在住の18歳以下及び市内高等学校等に通学している子どもたちを対象に行っている児童サービスでございます。

現在の通帳の発行者総数は2,260人となっております、また、こちらサービスを利用していない小中学生からは、遠方にある土浦市立図書館が立地する駅前にはあまり行かないという意見がありましたことから、市内全域の子どもたちの読書意欲の向上を図るためにも、本の通帳サービスを分館へ拡充していきたいと考えています、との答弁を行いました。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの件について、ご質問等ございますか。

図書館の振り分け利用を拡充していき、読書意欲を推進し、拡大をしていこうという答弁をしております。

続きまして、目黒議員からの質問について、指導課からお願いします。

指 導 課

指導課でございます。

資料1の9ページをお願いいたします。

目黒議員からご質問いただきましたヤングケアラーの周知と支援についてでございますが、教職員を含めた教育現場でヤングケアラーを正しく理解するための取組についてお伺いいたします、ということで教育長が答弁をいたしました。

質問の要旨についてで、特にヤングケアラーについてでございますが、本来ならば

大人が担うべき家事や家族の介護、身の回りの世話などを行っている18歳未満の子どもたちの総称のことです。一番の課題は、子どもたちが家族の世話や介護をしていることではなく、それらが過度の負担となって勉強に支障を来したり、子どもらしい生活が送れなかったりすることです。

そして、教育委員さんから、この答弁につきましてご意見をいただきましたので、そちらについて、まずお話をさせていただきます。

まず、今野委員から、各学校で教育相談や民生委員、児童委員との協議会等をさらに充実強化して、家庭環境や児童生徒の生活の実態把握をしっかりとやっていくことが先決だと思います、というご意見をいただきました。次のように答弁に反映させていただきました。

学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると考えます。したがって、まず教職員の研修を十分に行った後、日頃から子どもたちの観察をしっかりと行うとともに、定期的なアンケートや面談を実施しながら、子どもの権利が守られているかどうかの視点を持って、児童生徒の家庭環境や生活状況について早期の実態把握に努めてまいります。また、ヤングケアラーとして把握した際は、子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧な聞き取りを行い、こども未来部などの関係機関と連携して必要な支援につなげてまいります。

なお、民生委員、児童委員との協議会等につきましては、こども未来部、こども包括支援課が中心となって実施しており、そこでもヤングケアラーについての周知を強化していくとのことでした。

次に、長沼委員からご意見をいただきました。ヤングケアラーについて、土浦市においてもSOSを出せる環境を整えていくことを広く周知していただきたい、についてでございますが、まず、子どもたちに対して、ヤングケアラーについて正しく理解させるとともに、誰もがヤングケアラーになる可能性があるという意識を持たせていきます。その上で、児童生徒の相談窓口として子どもホットラインや24時間子どもSOSダイヤルなどの相談窓口がございますので、その周知徹底を行いました。いつでもSOSが出せるように、子どもたちとの信頼関係づくりに努めてまいります。

なお、学校の教職員及び児童生徒に対しては教育委員会が、市民に対してはこども未来部が周知を行うという内容でそれぞれ答弁いたしました。

いただきましたご意見を以上のように答弁に反映させていただきました。ありがとうございました。

答弁の方向性としましては、資料に戻りますけれども、学校は子どもたちの健全な成長や学業、進路などに影響を及ぼすことがないように、関係機関と連携しながら一丸となって支援していくことが必要であると考えます。また、県が制定を進めているヤングケアラーに関する条例の趣旨を十分に踏まえて、市教委としてもしっかりと今後も対応していきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

先生方からご意見を頂いた関係も含めております。

ご質問、ご意見等ございましたら。

岡島委員どうぞ。

岡島委員 現在、ヤングケアラーに当たっている児童、土浦市内で該当者というのはいるんですか。

指導課 1名、該当しているお子さんがいまして、こども包括支援課が対応しまして、家庭への支援を行ったということでございます。その家庭については、お母さんが当時入院していたのですけれども、その後、退院しましたので、今は経過観察ということという報告を受けております。

教育長 そのほか、ございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、次の報告に移ります。

篠塚議員からの質問について、文化振興課からお願いします。

文化振興課 文化振興課です。

資料1の16ページをお願いします。

篠塚議員からの質問は、歴史文化を活用したまちづくりについて。本市には歴史的な文化財や伝統文化など有形、無形の文化財が多く存在します。そこで、これら歴史文化を活用したまちづくりを推進するために、日本遺産の認定を目指してはいかがでしょうか。見解をお伺いします。とのご質問でした。

質問の要旨、答弁の方向性は記載のとおりでして、教育長による答弁を行いました。答弁の内容は、資料1の17ページから20ページでして、答弁の内容の概要につきましては、初めに、文化庁における日本遺産についての概要と、認定となる際の審査基準の説明を行い、本市には数多くの文化財があることを背景として、今年度から文化庁の補助を受け、文化財保存活用地域計画の作成を始めていること、この計画は、歴史文化に基づく関連性やテーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉える関連文化財群という考え方を示すものとなっており、日本遺産と共通する部分があることから、当面はこの地域計画の作成に力を入れながら、既に県内で日本遺産に認定されている他市町村を参考とし、日本遺産認定に向けた基礎づくりをしたい旨を述べ、今度も土浦の魅力をより一層発信することにより、歴史文化を活用したまちづくりにつなげていきたい旨の答弁を行いました。

説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

長沼委員どうぞ。

長沼委員 答弁の中にあつた文化財保存活用地域計画の推進協議会が、6月に第1回が行われたということがホームページに載っていたのですけれども、どの程度の進展があつたか教えていただければと思います。

文化振興課 進捗状況は、まず委員の皆様から、土浦の地域の宝となるようなもの、指定文化財以外についてとか、指定文化財については、おおむね貴重な文化財であるということで指定されておりますので、指定文化財以外のものについて、個々に委員さんから挙げていただきました。そういったものをもう一度事務局のほうでまとめまして、

また現在、事務局のほうで市内に残る文化財の、指定文化財以外の悉皆調査的なものを行っております。それをこの次の協議会において、また委員さんのほうに提示しようという状況でございます。

長 沼 委 員  
教 育 長

ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、鈴木議員の質問について、同じく中澤課長お願いします。

文化振興課

文化振興課です。

資料1の21ページをお願いします。

鈴木議員からの質問は、小町の館周辺のさらなる充実について。市内にある県・市指定文化財建造物を小町の館周辺に移築し、大内宿のような観光地をつくってはどうか、とのご質問でした。

質問の要旨、答弁の方向性は記載のとおりでして、産業経済部と教育委員会における一問一答方式で、教育部長が文化財建造物についての答弁を行いました。

答弁の内容は、資料1の23ページから28ページでして、答弁の内容の概要につきましては、市内にある文化財建造物について、指定文化財と国登録文化財の違いなどについて説明を行い、特に農家建築となっている前野家住宅、富岡家住宅、高野家住宅、岩瀬家住宅について紹介いたしました。

再質問の所有者が古い建物を維持していくのは大変である、移築に当たっての課題はあるか、については、文化財などの建物が建てられた場所や周辺を含めた文化的景観などを含め、その土地において守っていくことが最も望ましいが、移築など次善の方法による保存も状況により考慮されると思われること、また、移築については、所有者の御理解を得ることはもちろんのこと、文化財の価値を減ずることがないようにする必要があることを説明し、移築する場合の具体的な方法などについては、国登録文化財は国の文化審議会に、県指定・市指定文化財は各々の文化財保護審議会において審議が必要となる旨の答弁を行いました。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

この点につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

では、報告事項の3番について終わりにしたいと思います。

本日の案件は以上でございます。

次回の定例会の日程につきまして、藤井課長からお願いします。

教育総務課

教育総務課でございます。

次回でございますが、まず、総合教育会議、12月24日金曜日の午後4時からお願いいたします。

この後、説明をさせていただきますが、議題は、次期第3次土浦市教育大綱の策定についてでございます。

次に、1月の定例会でございます。1月25日火曜日午後4時から予定をお願いいたします。

教 育 長

よろしくお願いいたします。

総合教育会議と1月の定例会の日程につきまして、案内をさせていただきました。  
よろしいでしょうか。

1月25日火曜日、午後4時からとなりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日は以上をもちまして、令和3年12月の教育委員会定例会を閉会いたします。先生方、ありがとうございました。